

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、「いちき串木野市市民運動推進基本計画」に基づき、企業、団体等及び個人から協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を大会等の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付け、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の目的に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさなどについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。